

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布します。

令和三年三月二十三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十二号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針)	(基本方針)
第二条 (略)	第二条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 軽費老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
(サービス提供の方針)	(サービス提供の方針)
第十四条 (略)	第十四条 (略)
2 4 (略)	2 4 (略)
5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。	5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第二十二条の二において「テレビ電話装置等」という。)を	一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)  
(施設長の責務)

第十六条 (略)

2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第二十一条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第十七条 (略)  
(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 軽費老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施しなければならない。

3 軽費老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十二条 (略)  
(虐待の防止)

第二十二条の二 軽費老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催す

ること。

二・三 (略)  
(施設長の責務)

第十六条 (略)

2 施設長は、当該軽費老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第二十一条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第十七条 (略)

第二十二條 (略)

るとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十三条 (略)

(電磁的記録等)

第二十三条 (略)

第二十四条 軽費老人ホームの設置者及び

その職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホームの設置者及びその職員

は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

1	附 則 (略) (軽費老人ホームA型の特例)
2	この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第十八項までに定めるところによる。
3	3 5 (略)
6	軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
7・8	(略)
9	前項及び附則第十七項において準用する第四条(第二項及び第四項を除く。)に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
10	(略)
11	前項並びに附則第十七項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。
12	12 16 (略)
17	第三条、第四条(第二項及び第四項を除く。)、第五条第四項及び第五項、第六条から第十二条まで、第十四条、第十六条並びに第十七条の二から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第十二項から附則第十六項まで並びに附則第十二項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条及び第十七條の二から第二十二條の二まで」と読み替えるものとする。

1	附 則 (略) (軽費老人ホームA型の特例)
2	この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第百七号)附則第二条第一号に規定する軽費老人ホームA型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第十七項までに定めるところによる。
3	3 5 (略)
6	6 7 (略)
8	前項及び附則第十六項において準用する第四条(第二項及び第四項を除く。)に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。
9	(略)
10	前項並びに附則第十六項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。
11	11 15 (略)
16	第三条、第四条(第二項及び第四項を除く。)、第五条第四項及び第五項、第六条から第十二条まで、第十四条、第十六条並びに第十八条から第二十二條までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「附則第十一項から附則第十五項まで並びに附則第十六項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条及び第十八条から第二十二條まで」と読み替えるものとする。

<p>18 (略) (軽費老人ホームB型の特例)</p>	<p>17 (略) (軽費老人ホームB型の特例)</p>
<p>19 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第二条第二号に規定する軽費老人ホームB型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第三十四項までに定めるところによる。</p>	<p>18 この条例の施行の際現に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第二条第二号に規定する軽費老人ホームB型として知事から指定されているものについては、第二条から第二十三条までの規定にかかわらず、次項から附則第三十二項までに定めるところによる。</p>
<p>20 ～ 22 (略)</p>	<p>19 ～ 21 (略)</p>
<p>23 軽費老人ホームB型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	
<p>24 ・ 25 (略)</p>	<p>22 ・ 23 (略)</p>
<p>26 前項及び附則第三十三項において準用する第四条(第二項及び第四項を除く。)に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>24 前項及び附則第三十一項において準用する第四条(第二項及び第四項を除く。)に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。</p>
<p>27 (略)</p>	<p>25 (略)</p>
<p>28 前項並びに附則第三十三項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>26 前項並びに附則第三十一項において準用する第五条第四項及び第五項に定めるもののほか、職員の員数その他職員に関し必要な基準は、規則で定める。</p>
<p>29 ～ 32 (略)</p>	<p>27 ～ 30 (略)</p>
<p>33 第三条、第四条(第二項及び第四項を除く。)、第五条第四項及び第五項、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで並びに第十七条の二から第二十二條の二までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條の二まで」とあるのは「附則第二十九項から附則第三十二項まで並びに附則第三十三項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十七条の二から第二十</p>	<p>31 第三条、第四条(第二項及び第四項を除く。)、第五条第四項及び第五項、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条から第十六条まで並びに第十八条から第二十二條までの規定は、軽費老人ホームB型について準用する。この場合において、第十六条中「第七条から前条まで及び次条から第二十二條まで」とあるのは「附則第二十七項から附則第三十項まで並びに附則第三十一項において準用する第七条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条から第二十二條まで」と読み</p>

<p>34 附則第十九項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームB型の運営に關し必要な基準は、規則で定める。</p>	<p>32 附則第十八項から前項までに定めるもののほか、軽費老人ホームB型の運営に關し必要な基準は、規則で定める。</p>
---	---

(三重県養護老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例の一部改正)

第二条 三重県養護老人ホームの設備及び運営に關する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(基本方針)	(基本方針)
第二条 (略)	第二条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<p>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	
(職員)	(職員)
第六条 (略)	第六条 (略)
2 (略)	2 (略)
<p>3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p>
<p>一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p>	<p>一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p>
二〜五 (略)	二〜五 (略)
4〜6 (略)	4〜6 (略)
(非常災害対策)	(非常災害対策)
<p>第九条 養護老人ホームの設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条及び第十六条の二第一項において「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとと</p>	<p>第九条 養護老人ホームの設置者は、震災、風水害、火災その他の災害(以下この条において「非常災害」という。)に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、</p>

<p>もに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。</p>	<p>非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に職員に周知しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(処遇の方針)</p>	<p>(処遇の方針)</p>
<p>第十三条 (略)</p>	<p>第十三条 (略)</p>
<p>2 5 (略)</p>	<p>2 5 (略)</p>
<p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第二十一条において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>(施設長の責務)</p>	<p>(施設長の責務)</p>
<p>第十五条 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p>
<p>2 施設長は、当該養護老人ホームの職員に第八条から前条まで及び次条から第二十一条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>2 施設長は、当該養護老人ホームの職員に第八条から前条まで及び次条から第二十一条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>第十六条 (略)</p>	<p>第十六条 (略)</p>
<p>(業務継続計画の策定等)</p>	<p>(業務継続計画の策定等)</p>
<p>第十六条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため</p>	<p>第十六条の二 養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため</p>

の計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームの設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十条（略）  
（虐待の防止）

第二十一条 養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十二条（略）  
（電磁的記録）

第二十三条 養護老人ホームの設置者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙そ

第二十条（略）

第二十一条（略）

の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (略)
第六章 雑則(第三十八条)	
附則 (基本方針)	附則 (基本方針)
第二条 (略)	第二条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
(職員)	(職員)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	3 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
4 (略)	4 (略)
(非常災害対策)	(非常災害対策)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 (略)	2 (略)

3 特別養護老人ホームの設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(処遇の方針)

第十二条 (略)

2 5 (略)

6 特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十九条の二及び第二十五条第八項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

(施設長の責務)

第十四条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第十九条の二までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第十四条の二 特別養護老人ホームの設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講

(処遇の方針)

第十二条 (略)

2 5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

(施設長の責務)

第十四条 (略)

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に第七条から前条まで及び次条から第十九条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームの設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの設置者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十九条 (略)

(虐待の防止)

第十九条の二 特別養護老人ホームの設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

第十九条 (略)

(基本方針)

第二十二条 (略)

2 (略)

(サービスの取扱方針)

第二十五条 (略)

2 5 7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 (略)

(準用)

第二十七条 前章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二及び第十六条から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第三十一条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号に掲げる職員を置かないことができる。

2 5 7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 (略)

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 (略)

(準用)

第二十七条 前章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項、第二項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条まで」とあるのは「第二十四条から第二十六条まで並びに第二十七条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二及び第十六条から第十九条まで」と読み替えるものとする。

(職員)

第三十一条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

一〇七 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第五号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

4 (略)

(準用)

第三十二条 第二章(第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項並びに第二十条を除く。)の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十二条において準用する第七条から第十三条の二まで及び第十四条の二から第十九条の二まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十六条 第二章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)及び第三章(第二十一条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条を除く。)の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七

一〇七 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、サテライト型居住施設には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、第一項第三号、第五号、第六号又は第七号に掲げる職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

二〇五 (略)

4 (略)

(準用)

第三十二条 第二章(第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項並びに第二十条を除く。)の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七条から前条まで及び次条から第十九条まで」とあるのは「第三十二条において準用する第七条から第十三条の二まで及び第十五条から第十九条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十六条 第二章(第二条、第四条第三項、第四項及び第六項、第五条第一項及び第四項、第七条、第十二条、第十五条並びに第二十条を除く。)及び第三章(第二十一条、第二十三条、第二十七条及び第二十八条を除く。)の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と、第十四条第二項中「第七

条から前条まで及び次条から第十九条の二まで」とあるのは「第三十六条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十四条の二、第十六条から第十九条の二まで及び第二十四条から第二十六条まで」と読み替えるものとする。

第三十七条 (略)

#### 第六章 雑則

(電磁的記録等)

第三十八条 特別養護老人ホームの設置者

及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームの設置者及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

条から前条まで及び次条から第十九条まで」とあるのは「第三十六条において準用する第八条から第十一条まで、第十三条、第十三条の二、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条まで」と読み替えるものとする。

第三十七条 (略)

(三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

の一部改正)

第四条 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章（第十三章（略）	第一章（第十三章（略）
第十四章 雑則（第二百四十一条）	第十四章 雑則（第二百四十一条）
附則	附則
（指定居宅サービスの事業の一般原則）	（指定居宅サービスの事業の一般原則）
第三条（略）	第三条（略）
2（略）	2（略）
3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	
4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	
第十九条（略）	第十九条（略）
（業務継続計画の策定等）	
第十九条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務	

継続計画の変更を行うものとする。  
 (衛生管理等)  
 第二十条 (略)  
 2 (略)  
 3 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。  
 第二十四条 (略)  
 (虐待の防止)  
 第二十四条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  
 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第七十一条第六項及び第九十七条第六項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。  
 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。  
 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。  
 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
 (準用)  
 第四十四条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで及び第二十二條から第二十四条の二までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と、第二十条第二項中「設

(衛生管理等)  
 第二十条 (略)  
 2 (略)  
 第二十四条 (略)  
 (準用)  
 第四十四条 第八条、第九条、第十五条及び第十九条から第二十一条まで及び第二十二條から第二十四条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十二条」と、同項及び第二十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第二項

備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで(第二十三条第六項及び第七項を除く。)及び前節(第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する第四十二条」と、第二十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第四十六条から第四十八条まで及び第四十九条において準用する第三十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十四条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第五十一条から第五十四条まで」と読み

中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條、第二十三条(第六項及び第七項を除く。)及び第二十四条並びに前節(第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第四十四条及び第四十五条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第四十九条において準用する第四十二条」と、同項及び第二十條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第三十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第四十六条から第四十八条まで及び第四十九条において準用する第三十二条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十四条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条まで及び第四十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第六十二条」と、同項及び第二十條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第五十一条から第五十四条まで」と

替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第七十一条 (略)

2と5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下この項、次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(準用)

第七十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるの

読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第七十一条 (略)

2と5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第二百二十八条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下この項、次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において「構成員」という。)により構成される会議をいう。次条第五項、第二百二十七条第五項及び第二百二十八条第六項において同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供するものとする。

(準用)

第七十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十四条まで及び第四十一条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と、同項及び第二十条第

は「理学療法士等」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第七十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第六十六条から第六十八条まで」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十二条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十三項まで及び第十八項に定めるところによるものとする。

9 ～ 11 (略)

12 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

13 前項に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、規則で定める方法により行わなければならない。

14 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十項までに定めるところによるものとする。

15 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当かつ適切に行うものとする。

16 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対

一項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士等」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第六十六条から第六十八条まで」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第八十二条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次項から第十二項までに定めるところによるものとする。

9 ～ 11 (略)

	し、療養上必要な事項について指導又は説明を行うものとする。
17	常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
18	(略) (準用) 第八十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十一条まで、第二十二條から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三條から第三十六條まで」とあるのは「第七十七條から第七十九條まで」と読み替えるものとする。 (非常災害対策) 第九十七条 (略)
2	(略)
3	指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
	(衛生管理等) 第九十八条 (略)
2	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
	(準用) 第一百条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條、第二十三条、第二十四条の二及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業につ

12	(略) (準用) 第八十五条 第八条、第九条、第十五条、第十九条から第二十四条まで及び第四十一条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第八十三条」と、同項及び第二十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三條から第三十六條まで」とあるのは「第七十七條から第七十九條まで」と読み替えるものとする。 (非常災害対策) 第九十七条 (略)
2	(略)
	(衛生管理等) 第九十八条 (略)
2	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
	(準用) 第一百条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十一条、第二十二條、第二十三條及び第四十一条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合におい

いて準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第八十七条から第九十条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条の二、第四十一条、第八十七条、第八十九条、第九十条第五項及び第九十一条から第九十九条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、第九十条第五項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十一条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条、第二十三条（第六項及び第七項を除く。）、第二十四条の二、第四十一条、第八十七条、第九十一条第二項から第四項まで及び第九十二条から第九十九条までの規定は、基準該当通所介護の事業につい

て、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、同項及び第十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第八十七条から第九十条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第四十一条、第八十七条、第八十九条、第九十条第五項及び第九十一条から第九十九条までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条第二項中「第十八条」とあるのは「第九十五条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第十六条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十条第五項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十三条第三項及び第九十四条第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十一条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第二十三条（第六項及び第七項を除く。）、第四十一条、第八十七条、第九十一条第二項から第四項まで及び第九十二条から第九十九条までの規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合におい

て準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十五条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百十八条から第百二十条まで及び第百二十一条において準用する第八十七条」と、第九十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第百三十一条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第百三十三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四條の二まで、第九十一条、第九十六条及び第九十七条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第百三十条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百五十条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四條の二まで、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四條の二第一号及び第三号中「訪問介護員

て、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第百二十一条において準用する第九十五条」と、同項及び第十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百十八条から第百二十条まで及び第百二十一条において準用する第八十七条」と、第九十一条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第百三十一条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第百三十三条 第八条、第九条、第十五条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第九十一条、第九十六条及び第九十七条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第百三十条」と、同項及び第十六条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第百五十条 第九条、第十五条、第二十一条、第二十二條から第二十四條まで、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百三十五条から第百三十九

等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」  
と、第四十一条第二項中「第三十三條から  
第三十六條まで」とあるのは「第百三十五  
條から第百三十九條まで」と読み替えるも  
のとする。

(定員の遵守)

第百五十八條 ユニット型指定短期入所生  
活介護事業者は、規則で定める利用者(当  
該ユニット型指定短期入所生活介護事業  
者がユニット型指定介護予防短期入所生  
活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、  
ユニット型指定短期入所生活介護の事業  
及びユニット型指定介護予防短期入所生  
活介護の事業が同一の事業所において一  
体的に運営されている場合にあつては、指  
定短期入所生活介護又は指定介護予防短  
期入所生活介護の利用者。以下この條にお  
いて同じ。)数以上の利用者に対して同時  
に指定短期入所生活介護を行つてはなら  
ない。ただし、非常災害、虐待その他のや  
むを得ない事情がある場合は、この限りで  
ない。

(準用)

第百六十條の三 第九條、第十五條、第十九  
條の二、第二十一條、第二十二條から第二  
十四條の二まで、第四十一條、第九十七條、  
第九十八條、第百三十五條、第百三十七條  
及び第百四十條から第百四十九條までの  
規定は、共生型短期入所生活介護の事業に  
ついて準用する。この場合において、これ  
らの規定中「訪問介護員等」とあり、及び  
「短期入所生活介護従業者」とあるのは  
「共生型短期入所生活介護の提供に当た  
る従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

條まで」と読み替えるものとする。

(定員の遵守)

第百五十八條 ユニット型指定短期入所生  
活介護事業者は、規則で定める利用者(当  
該ユニット型指定短期入所生活介護事業  
者がユニット型指定介護予防短期入所生  
活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、  
ユニット型指定短期入所生活介護の事業  
及びユニット型指定介護予防短期入所生  
活介護の事業が同一の事業所において一  
体的に運営されている場合にあつては、指  
定短期入所生活介護又は指定介護予防短  
期入所生活介護の利用者。以下この條にお  
いて同じ。)数以上の利用者に対して同時  
に指定短期入所生活介護を行つてはなら  
ない。ただし、災害災害、虐待その他のや  
むを得ない事情がある場合は、この限りで  
ない。

(準用)

第百六十條の三 第九條、第十五條、第二十  
一條、第二十二條、第二十三條、第二十四  
條、第四十一條、第九十七條、第九十八條、  
第百三十五條、第百三十七條及び第百四十  
條から第百四十九條までの規定は、共生型  
短期入所生活介護の事業について準用す  
る。この場合において、第百四十條第一項  
中「短期入所生活介護従業者」とあるのは  
「共生型短期入所生活介護の提供に当た  
る従業者(以下「共生型短期入所生活介護  
従業者」という。)」と、第百四十三條第  
三項、第百四十四條第一項及び第百四十六  
條中「短期入所生活介護従業者」とあるの  
は「共生型短期入所生活介護従業者」と読  
み替えるものとする。

(準用)

第百六十六条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで（第二十三条第六項及び第七項を除く。）、第四十一条、第九十七条、第九十八条、第三百三十五条、第四百条から第四百九条まで（第四百十二条第一項を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百六十一条から第百六十五条まで及び第百六十六条において準用する第三百三十五条」と、第四百十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十五条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第四百四十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（準用）

第百七十九条 第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで、第四十一条、第九十七条、第三百三十一条、第四百条及び第四百一条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百六十八条から第百七十条まで」と、第四百条第一項中「第四百七条」とあるのは「第百七十六条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第百六十六条 第九条、第十五条、第二十一条、第二十二條、第二十三条（第六項及び第七項を除く。）、第二十四条、第四十一条、第九十七条、第九十八条、第三百三十五条、第四百条、第四百一条、第四百一条（第一項を除く。）及び第四百三條から第四百九条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百六十一条から第百六十五条まで及び第百六十六条において準用する第三百三十五条」と、第四百十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百四十五条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第四百四十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

（準用）

第百七十九条 第九条、第十五条、第二十一条から第二十四条まで、第四十一条、第九十七条、第三百三十一条、第四百条及び第四百一条第二項の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第百六十八条から第百七十条まで」と、第四百条第一項中「第四百七条」とあるのは「第百七十六条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

み替えるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第九十七条 (略)

2、5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(準用)

第二百二条 第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで、第四十条、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第九十条から第九十三条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三條 第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二條から第二十四条の二まで、第四十条、第四十一条、第九十七条、第九十八条及び第九十五条から第九十八条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条の二第二項並びに第二十四条の二第一

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第九十七条 (略)

2、5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

7 (略)

(準用)

第二百二条 第十五条、第二十一条、第二十二條から第二十四条まで、第四十条、第四十一条、第九十七条及び第九十八条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第九十条から第九十三条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三條 第十五条、第二十一条、第二十二條から第二十四条まで、第四十条、第四十一条、第九十七条、第九十八条及び第九十五条から第九十八条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第二十一条第一項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施

号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二十一条第一項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百四条から第二百八条まで」と、第九十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第二百二十四条 (略)

2、5 (略)

6) 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第二百二十六条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで及び第四十一条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十三条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百十五条から第二百八条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条から第二十四条の二まで(第二十三条第六項及び第七項を除く。)、第四十一条及び前節(第二百十六条、第二百十九条第一項、

設及び受託居宅サービス事業所」と、第四十条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百四条から第二百八条まで」と、第九十八条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第二百二十四条 (略)

2、5 (略)

(準用)

第二百二十六条 第八条、第九条、第十五条、第二十一条、第二十二条から第二十四条まで及び第四十一条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百十五条から第二百八条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十九条 第八条、第九条、第十五条、第二十一条、第二十二条、第二十三条(第六項及び第七項を除く。)、第二十四条、第四十一条及び前節(第二百十六条、第二百十九条第一項、第二百二十六条及び第二

第二百二十六条及び第二百二十七条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十九条において準用する第二百二十三条」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百二十八条並びに第二百二十九条において準用する第二百十五条、第二百十七条及び第二百十八条」と、第二百十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百三十九条 第八条、第九条、第十五条、第十九条の二から第二十一条まで、第二十二条から第二十四条の二まで、第四十一条、第二百二十条及び第二百二十三条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百三十九条において準用する第二百二十三条」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百三十一条から第二百三十四条まで」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (略)

#### 第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百四十一条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規

第二百二十七条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百二十九条において準用する第二百二十三条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十一条第二項中「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百二十八条並びに第二百二十九条において準用する第二百十五条、第二百十七条及び第二百十八条」と、第二百十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百三十九条 第八条、第九条、第十五条、第二十條、第二十一条、第二十二條から第二十四條まで、第四十一条、第二百二十條及び第二百二十三條の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十八条」とあるのは「第二百三十九条において準用する第二百二十三条」と、同項及び第二十条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十一条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十三条から第三十六条まで」とあるのは「第二百三十一条から第二百三十四条まで」と読み替えるものとする。

第二百四十条 (略)

則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

1 附 則  
1 23 （略）  
（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

24 第九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居さ

則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

1 附 則  
1 23 （略）  
（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

24 第九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居さ

せるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十六項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

25 第二百六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

26 第九十二条及び第二百八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十六項において同じ。)を行って指定特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)の事業を行う医療機関併設型指定特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

25 第二百六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

26 第九十二条及び第二百八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平

成二十五年三重県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章〜第三章 (略)	第一章〜第三章 (略)
<del>第四章 雑則 (第三十六条)</del>	
附則	附則
(基本方針)	(基本方針)
第三条 (略)	第三条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 <del>指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</del>	
5 <del>指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報(第二十八条第四項において単に「介護保険等関連情報」という。)その他の必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</del> (従業者)	(従業者)
第四条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる従業者を置かないことができる。	第四条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第四号に掲げる従業者を置かないことができる。
一〜三 (略)	一〜三 (略)
四 <del>栄養士又は管理栄養士</del>	四 栄養士
五・六 (略)	五・六 (略)
2 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事	2 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事

<p>する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>する者でなければならない。ただし、規則で定める従業者を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>	<p>3 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第十条 (略)</p>	<p>第十条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>
<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>(施設サービス計画の作成)</p>	<p>(施設サービス計画の作成)</p>
<p>第十一条 (略)</p>	<p>第十一条 (略)</p>
<p>2～5 (略)</p>	<p>2～5 (略)</p>
<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>
<p>7～12 (略)</p>	<p>7～12 (略)</p>

第十七条 (略)	(業務継続計画の策定等)
第十七条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症又は非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	
2 指定介護老人福祉施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。	
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)	
第十八条 指定介護老人福祉施設には、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)	
第十九条 (略)	
2 (略)	
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第二十四条 (略)	
(虐待の防止)	
第二十四条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じな	

第十七条 (略)	
第十七条 (略)	
2 (略)	
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守)	
第十八条 指定介護老人福祉施設には、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策)	
第十九条 (略)	
2 (略)	
3 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	
第二十四条 (略)	
(虐待の防止)	
第二十四条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じな	

	なければならない。
一	当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
二	当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
三	当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
四	前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
	(基本方針)
第二十八条 (略)	
2 (略)	
3	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
4	ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
	(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第三十一条 (略)	
2 5 7 (略)	
8	ユニット型指定介護老人福祉施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

	(基本方針)
第二十八条 (略)	
2 (略)	
3	ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
4	ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
	(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)
第三十一条 (略)	
2 5 7 (略)	
8	ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
一	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開

活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)  
(準用)

第三十四条 前章(第三条から第五条まで、第九条、第十条、第十七条、第十八条及び第二十六条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条の二まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条の二まで、第十六条、第十七条の二及び第十九条から第二十五条まで」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

#### 第四章 細則

(電磁的記録等)

第三十六条 指定介護老人福祉施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ

催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)  
(準用)

第三十四条 前章(第三条から第五条まで、第九条、第十条、第十七条、第十八条及び第二十六条を除く。)の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条の二まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条の二まで、第十六条及び第十九条から第二十五条まで」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

つて、電子計算機による情報処理の用に供 されるものをいう。)により行うことができ る。
2 指定介護老人福祉施設の開設者及びそ の従業者は、交付、説明、同意、承諾その 他これらに類するもの(以下この項におい て「交付等」という。)のうち、この条例 及びこの条例に基づく規則の規定におい て書面で行うことが規定されているもの 又は想定されるものについては、当該交付 等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、 電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その 他人の知覚によつて認識することができ ない方法をいう。)によることができる。

(三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章〜第三章 (略) 第四章 雑則(第三十六条) 附則 (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略)	目次 第一章〜第三章 (略) 附則 (基本方針) 第二条 (略) 2・3 (略)
4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁 護、虐待の防止等のため、必要な体制の整 備を行うとともに、その従業者に対し、研 修を実施する等の措置を講じなければな らない。	
5 介護老人保健施設は、介護保健施設サー ビスを提供するに当たっては、法第百十八 条の二第一項に規定する介護保険等関連 情報(第二十八条第四項において単に「介 護保険等関連情報」という。)その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう	

努めなければならない。

(従業者)

第三条 介護老人保健施設には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 四 (略)

五 栄養士又は管理栄養士

六・七 (略)

2

前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる従業者を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十二号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定

(従業者)

第三条 介護老人保健施設には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 四 (略)

五 栄養士

六・七 (略)

2

前項の規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本体施設の従業者により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、同項第三号、第四号、第五号又は第六号に掲げる従業者を置かないことができる。

一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

二 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

三 病院 栄養士(病床数が百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十二号)附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型

<p>する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)</p>	<p>医療施設の場合に限る。)</p>
<p>3 第一項の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下この項、次条及び第二十九条第一項において同じ。)には、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第四号又は第五号に掲げる従業者を置かないことができる。</p>	<p>3 第一項の規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設であつて、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下この項、次条及び第二十九条第一項において同じ。)には、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第四号又は第五号に掲げる従業者を置かないことができる。</p>
<p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第二十七条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>5 (略) (施設)</p>	<p>5 (略) (施設)</p>
<p>第四条 介護老人保健施設には、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の</p>	<p>第四条 介護老人保健施設には、療養室、診察室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。ただし、サテライト型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入所者の</p>

処遇が適切に行われると認められるときは、第八号から第十号までに掲げる施設を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を設けないことができる。

一〇十二 (略)  
2・3 (略)  
(介護保健施設サービスの取扱方針)

第十条 (略)

2〇5 (略)

6 介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)  
7 (略)  
(施設サービス計画の作成)

第十一条 (略)

2〇5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族(以下この項

処遇が適切に行われると認められるときは、第八号から第十号までに掲げる施設を、医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設の一部を有しないことができる。

一〇十二 (略)  
2・3 (略)  
(介護保健施設サービスの取扱方針)

第十条 (略)

2〇5 (略)

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)  
7 (略)  
(施設サービス計画の作成)

第十一条 (略)

2〇5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容

において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。以下この条において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 (略)

第十七条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症又は非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十八条 介護老人保健施設には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設の開設者は、前項に規

について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 (略)

第十七条 (略)

第十七条の二 介護老人保健施設の開設者は、感染症又は非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十八条 介護老人保健施設には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設の開設者は、前項に規

定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十四条 (略)

(虐待の防止)

第二十四条の二 介護老人保健施設の開設

者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(施設及び設備)

第二十九条 ユニット型介護老人保健施設

には、診察室及び機能訓練室のほか、次に

第二十四条 (略)

(基本方針)

第二十八条 (略)

2 (略)

(施設及び設備)

第二十九条 ユニット型介護老人保健施設

には、診察室及び機能訓練室のほか、次に

掲げる施設を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、第四号から第六号までに掲げる施設を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設（第一号に掲げる施設に設けられる療養室を除く。）の一部を設けないことができる。

一 八（略）

2（略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第三十一条（略）

2 7（略）

8 ユニット型介護老人保健施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するととも

掲げる施設を設けなければならない。ただし、ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるサテライト型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、本体施設の施設を利用することにより当該ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設及び当該本体施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、第四号から第六号までに掲げる施設を、ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設（ユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる医療機関併設型小規模介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては、併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより当該ユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、次に掲げる施設（第一号に掲げる施設に設けられる療養室を除く。）の一部を有しないことができる。

一 八（略）

2（略）

（介護保健施設サービスの取扱方針）

第三十一条（略）

2 7（略）

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図

に、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)  
(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条の二並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条の二及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

#### 第四章 細則

(電磁的記録等)

第三十六条 介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計

ること。

二・三 (略)

9 (略)  
(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

	<p>算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
2	<p>介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>
	<p>附 則</p>
1	<p>(略)</p> <p>(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)</p>
2	<p>(略)</p>
3	<p>一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下この項において同じ。）、「精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この項において同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、</p>

	<p>算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>
2	<p>介護老人保健施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>
	<p>附 則</p>
1	<p>(略)</p> <p>(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)</p>
2	<p>(略)</p>
3	<p>一般病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。以下この項において同じ。）、「精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下この項において同じ。）を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健</p>

<p>軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 13 （略）</p>	<p>施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。）を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 13 （略）</p>
--	---

（三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（基本方針）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の 人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な 体制の整備を行うとともに、その従業者に 対し、研修を実施する等の措置を講じな ければならない。</p>	
<p>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療 養施設サービスを提供するに当たっては、 介護保険法第百十八条の二第一項に規定 する介護保険等関連情報その他必要な情 報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め なければならない。</p> <p>（従業者）</p>	<p>（従業者）</p>
<p>第三条 療養病床（医療法（昭和三十二年法 律第二百五号）第七条第二項第四号に規定 する療養病床をいう。以下同じ。）を有す る病院である指定介護療養型医療施設に は、次に掲げる従業者を置かなければなら ない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>第三条 療養病床（医療法（昭和三十二年法 律第二百五号）第七条第二項第四号に規定 する療養病床をいう。以下同じ。）を有す る病院である指定介護療養型医療施設に は、次に掲げる従業者を置かなければなら ない。</p> <p>一・二 （略）</p>

<p>三 栄養士又は管理栄養士 四 八 (略) 2 (略)</p>	<p>三 栄養士 四 八 (略) 2 (略)</p>
<p>3 老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下この項及び第六条において同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>3 老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等一部改正法附則第三百三十の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下この項及び第六条において同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>三 栄養士又は管理栄養士 四 八 (略)</p>	<p>三 栄養士 四 八 (略)</p>
<p>4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める従業者を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
<p>5 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>	<p>5 (略) (指定介護療養施設サービスの取扱方針)</p>
<p>第十一条 (略) 2 5 (略)</p>	<p>第十一条 (略) 2 5 (略)</p>
<p>6 指定介護療養型医療施設の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（次条第六項及び第二十五条の二において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図</p>	<p>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図</p>

ること。

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十二条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又は当該入院患者の家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。）をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第十八条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十八条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、感染症又は非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条及び第二十条において同じ。）の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

二・三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十二条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この条において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第十八条 (略)

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十九条 指定介護療養型医療施設には、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十五条 (略)

(虐待の防止)

第二十五条の二 指定介護療養型医療施設の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(定員の遵守)

第十九条 指定介護療養型医療施設には、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条において同じ。)、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十条 (略)

2 (略)

第二十五条 (略)

四 前三号に掲げる措置を適切に実施する  
ための担当者を置くこと。

第二十七条 (略)

(電磁的記録等)

第二十八条 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設の開設者及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

第二十七条 (略)

(三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第八条 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成二十五年三重県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 (略)</p> <p><del>第十四章 雑則(第二百二十六条)</del></p> <p>附則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者            の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要            な体制の整備を行うとともに、その従業者            に対し、研修を実施する等の措置を講じな            ければならない。</p> <p>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介            護予防サービスを提供するに当たっては、            法第百十八条の二第一項に規定する介護            保険等関連情報その他必要な情報を活用            し、適切かつ有効に行うよう努めなければ            ならない。</p> <p>第四十一条の二 (略)</p> <p><del>(業務継続計画の策定等)</del></p> <p>第四十一条の二の二 指定介護予防訪問入            浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発            生時において、利用者に対する指定介護予            防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、            及び非常時の体制で早期の業務再開を円            滑にするための計画(以下この条において「業務            継続計画」という。)を策定し、当該業務            継続計画に従い必要な措置を講じなけれ            ばならない。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介            護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継            続計画について周知するとともに、必要な            研修及び訓練を定期的の実施しなければ            ならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(指定介護予防サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第四十一条の二 (略)</p>

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十一条の七 (略)

(虐待の防止)

第四十一条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第六十九条第二項及び第百八十三条第三項において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

(衛生管理等)

第四十一条の三 (略)

2 (略)

(衛生管理等)

第四十一条の七 (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第五十六条 (略)

2 5 15 (略)

16 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第三項から第七項まで及び第十一項から前項までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（第六十九条第十項及び第七十九条第十八項において「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

(準用)

第六十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の八までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第五十条から第五十三条まで」と、第四十一条の三第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十九条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

第五十六条 (略)

2 5 15 (略)

16 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第三項から第七項まで及び第十一項から前項までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（第六十九条第十項及び第七十九条第十二項において「診療記録」という。）への記載をもつて代えることができる。

(準用)

第六十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第六十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第五十条から第五十三条まで」と、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第六十九条 (略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第百八条第二項において同じ。）若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画（次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。）又は介護予防通所リハビリテーション計画（第百八条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。）の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第七項及び第百八条第七項において「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は当該利用者の家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。第七項並びに第百八条第二項及び第七項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 15 (略)  
(準用)

第七十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の八までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーション

方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下この項及び第百三十条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。第百八条第二項において同じ。）若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画（次項に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画をいう。）又は介護予防通所リハビリテーション計画（第百八条第三項に規定する介護予防通所リハビリテーション計画をいう。）の作成のために、利用者及び当該利用者の家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（第七項及び第百八条第七項において「構成員」という。）により構成される会議をいう。第七項並びに第百八条第二項及び第七項において同じ。）その他の適切な方法により、病状、心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

3 15 (略)  
(準用)

第七十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七までの規定は、指定介護予防訪問リハビリテーション

の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第三十五条の二第二項中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第六十四条から第六十六条まで」と、第四十一条の三第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十九条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十三項まで及び第十八項に定めるところによるものとする。

9 ～ 11 (略)

12 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合には、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

13 前項に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、規則で定める方法により行わなければならない。

14 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定

の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二第二項中「第四十一条」とあるのは「第七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第六十四条から第六十六条まで」と、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士等」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第七十九条 (略)

2 ～ 7 (略)

8 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十二項までに定めるところによるものとする。

9 ～ 11 (略)

	<p>介護予防居宅療養管理指導の方針は、次項から第十八項までに定めるところによるものとする。</p>
<p>15</p>	<p>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行うものとする。</p>
<p>16</p>	<p>指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又は当該利用者の家族に対し、療養上必要な事項について指導又は説明を行うものとする。</p>
<p>17</p>	<p>常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。</p>
<p>18</p>	<p>(略) (準用)</p>
<p>第八十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の八までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十四条から第七十六条まで」と、第四十一条の三第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	
<p>第百十一条の三 (略) 2 (略)</p>	

<p>12</p>	<p>(略) (準用)</p>
<p>第八十二条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条及び第四十一条の二から第四十一条の七までの規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第二十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第八十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十四条から第七十六条まで」と、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	
<p>第百十一条の三 (略) 2 (略)</p>	

3 指定介護予防通所リハビリテーション

事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第百十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション

事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第百十四条 第三十五条の二、第三十五条の

三、第三十八条の二、第四十一条の二の二及び第四十一条の四から第四十一条の八までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第百三十条の二 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(準用)

第百三十二条 第三十五条の三、第三十八条

の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで及び第百十一条の三の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百十六条から第百二十条まで」と、

(衛生管理等)

第百十二条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション

事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第百十四条 第三十五条の二、第三十五条の

三、第三十八条の二及び第四十一条の四から第四十一条の七までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(衛生管理等)

第百三十条の二 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第百三十二条 第三十五条の三、第三十八条

の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条の七まで及び第百十一条の三の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百十六条から第百二十条まで」と読み替えるものとする。

第四十一条の二の二第二項並びに第四十

一条の八第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百二十二条の三 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第百十一条の三、第百十六条、第百十八条及び第百二十一条から第百三十一条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、及び「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第四百四十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一〜五 (略)

2 前項に定めるもののほか、介護予防短期入所生活介護従業者の員数その他介護予

(準用)

第四百二十二条の三 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第百十一条の三、第百十六条、第百十八条及び第百二十一条から第百三十一条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第百二十八条において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第百二十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第四百四十四条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第三号に掲げる短期入所生活介護従業者を置かないことができる。

一〜五 (略)

2 前項に定めるもののほか、短期入所生活介護従業者の員数その他短期入所生活介

防短期入所生活介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 (略)

(準用)

第百四十八条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで(第四十一条の六第六項及び第七項を除く。)、第百十一条の三、第百十六条、第百二十一条から第百三十一条まで(第百二十三条第一項を除く。)の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百四十三条から第百四十七条まで及び第百四十八条において準用する第百十六条」と、第四十一条の二の二第二項並びに第四十一条の八第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第百二十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百二十五条第一項中「第百十六条」とあるのは「第百四十八条において準用する第百十六条」と、「前条」とあるのは「第百四十八条において準用する前条」と、第百二十六条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百三十条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十二条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第百十一条の三、第百十二条、第百二十一条及び第百二十二条第二項の規定は、指定介

護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

3 (略)

(準用)

第百四十八条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の六(第六項及び第七項を除く。)、第四十一条の七、第百十一条の三、第百十六条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十三条(第一項を除く。)及び第百二十四条から第百三十一条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第百四十三条から第百四十七条まで及び第百四十八条において準用する第百十六条」と、第百二十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百二十五条第一項中「第百十六条」とあるのは「第百四十八条において準用する第百十六条」と、「前条」とあるのは「第百四十八条において準用する前条」と、第百二十六条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第百三十条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十二条 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第百十一条の三、第百十二条、第百二十一条及び第百二十二条第二項の規定は、指定介護予防短期入所療養介

護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第一百五十条から第一百五十二条まで」と、第四十一条の二の二第二項並びに第四十一条の八第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第二百一十一条第一項中「第二百二十九条」とあるのは「第一百五十九条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(準用)

第八十六条 第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで、第一百一十一条の三及び第三十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十三条から第七十六条まで」と読み替えるものとする。

護の事業について準用する。この場合において、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第一百五十条から第一百五十二条まで」と、第二百一十一条第一項中「第二百二十九条」とあるのは「第一百五十九条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第八十三条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

(準用)

第八十六条 第三十八条の二から第四十条まで、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第一百一十一条の三及び第三十条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十九条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第七十三条から第七十六まで」と読み替えるものとする。

とする。

(準用)

第九十七條 第三十八條の二から第四十  
條まで、~~第四十一條の二の二、第四十一~~  
~~條の四から第四十一條の八まで、第百十一~~  
~~條の三、第百三十條の二、第百七十八條から~~  
~~第百八十一條まで及び第百八十三條の規~~  
~~定は、外部サービス利用型指定介護予防特~~  
~~定施設入居者生活介護の事業について準~~  
~~用する。この場合において、これらの規定~~  
~~中「介護予防訪問入浴介護従業者」とある~~  
~~のは「外部サービス利用型介護予防特定施~~  
~~設従業者」と、第四十條第二項中「第三十~~  
~~二條から第三十五條まで」とあるのは「第~~  
~~百八十八條から第百九十二條まで」と、第~~  
~~四十一條の四第一項中「指定介護予防訪問~~  
~~入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予~~  
~~防特定施設及び受託介護予防サービス事~~  
~~業所」と、第百八十一條中「他の介護予防~~  
~~特定施設従業者」とあるのは「他の外部サ~~  
~~ービス利用型介護予防特定施設従業者及~~  
~~び受託介護予防サービス事業者」と読み替~~  
~~えるものとする。~~

(衛生管理等)

第二百八條 (略)

2、5 (略)

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指  
定介護予防福祉用具貸与事業所において  
感染症が発生し、又はまん延しないよう  
に、規則で定める措置を講じなければなら  
ない。

(準用)

第二百十條 第三十五條の二、第三十五條の  
三、第三十八條の二、第四十條、~~第四十一~~  
~~條の二の二及び第四十一條の四から第四~~  
~~十一條の八までの規定は、指定介護予防福~~  
~~祉用具貸与の事業について準用する。この~~  
~~場合において、これらの規定中「介護予防~~  
~~訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用~~

(準用)

第九十七條 第三十八條の二から第四十  
條まで、第四十一條の四から~~第四十一條の~~  
~~七~~まで、第百十一條の三、第百三十條の二、  
第百七十八條から第百八十一條まで及び  
第百八十三條の規定は、外部サービス利用  
型指定介護予防特定施設入居者生活介護  
の事業について準用する。この場合におい  
て、~~第三十九條中「介護予防訪問入浴介護~~  
~~従業者」とあるのは「外部サービス利用型~~  
~~介護予防特定施設従業者」と、第四十條第~~  
~~二項中「第三十二條から第三十五條まで」~~  
~~とあるのは「第百八十八條から第百九十二~~  
~~條まで」と、第四十一條の四第一項中「指~~  
~~定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるの~~  
~~は「指定介護予防特定施設及び受託介護予~~  
~~防サービス事業所」と、第百八十一條中「他~~  
~~の介護予防特定施設従業者」とあるのは~~  
~~「他の外部サービス利用型介護予防特定~~  
~~施設従業者及び受託介護予防サービス事~~  
~~業者」と読み替えるものとする。~~

(衛生管理等)

第二百八條 (略)

2、5 (略)

第二百十條 第三十五條の二、第三十五條の  
三、第三十八條の二、第四十條及び第四十  
一條の四から~~第四十一條の七~~までの規定  
は、指定介護予防福祉用具貸与の事業につ  
いて準用する。この場合において、第三十  
五條の二第一項中「第四十一條」とあるの  
は「第二百七條」と、「介護予防訪問入浴

具専門相談員」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第二百七条」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第九十九条から第二百二条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二、第四十一条の四から第四十一条の八まで(第四十一条の六第六項及び第七項を除く。)及び前節(第二百条、第二百三条第一項、第二百十条及び第二百十一条を除く。)の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百七条」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第二百十二条並びに第二百十三条において準用する第九十九条、第二百一条及び第二百二条」と、第二百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十四条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の二の二から第四十一条の八まで及び第二百七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第二百

介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第九十九条から第二百二条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百十三条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の六(第六項及び第七項を除く。)、第四十一条の七及び前節(第二百条、第二百三条第一項、第二百十条及び第二百十一条を除く。)の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百七条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第四十条第二項中「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第二百十二条並びに第二百十三条において準用する第九十九条、第二百一条及び第二百二条」と、第二百三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百二十四条 第三十五条の二、第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の三から第四十一条の七まで及び第二百七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十五条の二第一項中「第四十一条」とあるのは「第二百二十四条において準用する第二百七条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは

二十四条において準用する第二百七条」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第二百十五条から第二百十八条まで」と、第四十一条の三第一項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第二百二十五条 (略)

#### 第十四章 雑則

(電磁的記録等)

第二百二十六条 指定介護予防サービス事

業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(規則で定める規定及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定

介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例及びこの条例に基づく規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手

「福祉用具専門相談員」と、第四十条第二項中「この節」とあるのは「この章」と、「第三十二条から第三十五条まで」とあるのは「第二百十五条から第二百十八条まで」と、第四十一条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「指定介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

第二百二十五条 (略)

方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

15 22 (略)

（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

23 第七十四條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十五項において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

24 第九十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作

附 則

15 22 (略)

（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

23 第七十四條の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十五項において同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

24 第九十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計

<p>成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>25 第七百七十六条及び第九百九十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>	<p>画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。</p> <p>25 第七百七十六条及び第九百九十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。</p>
---	---

(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章(第三章 (略))	第一章(第三章 (略))
第四章 雑則(第三十六条)	第四章 雑則(第三十六条)
附則 (基本方針)	附則 (基本方針)
第二条 (略)	第二条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報(第二	5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報(第二

十八条第四項において単に「介護保険等関連情報」という。)その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(従業者)

第三条 介護医療院には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 三 (略)

四 栄養士又は管理栄養士

五 七 (略)

2 (略)

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十条 (略)

2 5 (略)

6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 三 (略)

7 (略)

(従業者)

第三条 介護医療院には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 三 (略)

四 栄養士

五 七 (略)

2 (略)

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院(第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。))を除く。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十条 (略)

2 5 (略)

6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 三 (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又は当該入所者の家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第十七条 (略)

(業務継続計画の策定等)

第十七条の二 介護医療院の開設者は、感染症又は非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。以下同じ。)の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第十八条 介護医療院には、入所定員及び療

(施設サービス計画の作成)

第十一条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

第十七条 (略)

(定員の遵守)

第十八条 介護医療院には、入所定員及び療

養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 (略)

2 (略)

3 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十四条 (略)

(虐待の防止)

第二十四条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、非常災害(震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条及び第三十三条において同じ。)、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第十九条 (略)

2 (略)

3 介護医療院の開設者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十四条 (略)

(虐待の防止)

第二十四条の二 介護医療院の開設者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第三十一条 (略)

2 5 7 (略)

8 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条の二並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条、第十七条の二及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

第四章 雑則

(電磁的記録等)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第三十一条 (略)

2 5 7 (略)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二・三 (略)

9 (略)

(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

第三十五条 (略)

第三十六条 介護医療院の開設者及びその  
従業者は、作成、保存その他これらに類す  
るもののうち、この条例及びこの条例に基  
づく規則の規定において書面（書面、書類、  
文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その  
他文字、図形等人の知覚によつて認識する  
ことができる情報が記載された紙その他  
の有体物をいう。以下この条において同  
じ。）で行うことが規定されているもの又  
は想定されるもの（規則で定める規定及び  
次項に規定するものを除く。）については、  
書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  
（電子的方式、磁気的方式その他の知覚  
によつては認識することができない方式  
で作られる記録であつて、電子計算機によ  
る情報処理の用に供されるものをいう。）  
により行うことができる。

2 介護医療院の開設者及びその従業者は、  
交付、説明、同意、承諾その他これらに類  
するもの（以下この項において「交付等」  
という。）のうち、この条例及びこの条例  
に基づく規則の規定において書面で行う  
ことが規定されているもの又は想定され  
るものについては、当該交付等の相手方の  
承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電  
子的方法、磁気的方法その他の知覚によ  
つて認識することができない方法をい  
う。）によることができる。

附 則

1 (略)  
(経過措置)

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）  
第七条第二項第四号に規定する療養病床  
等を有する病院又は病床を有する診療所  
の開設者が、当該病院の療養病床等又は当  
該診療所の病床を令和六年三月三十一日  
までの間に転換（当該病院の療養病床等又  
は当該診療所の病床の病床数を減少させ  
るとともに、当該病院等の施設を介護医療

附 則

1 (略)  
(経過措置)

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）  
第七条第二項第四号に規定する療養病床  
等を有する病院又は病床を有する診療所  
の開設者が、当該病院の療養病床等又は当  
該診療所の病床を平成三十六年三月三十  
一日までの間に転換（当該病院の療養病床  
等又は当該診療所の病床の病床数を減少  
させるとともに、当該病院等の施設を介護

<p>院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第十一号及び第二十九条第七号の規定は、適用しない。</p>	<p>医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第十一号及び第二十九条第七号の規定は、適用しない。</p>
<p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p>
<p>4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、令和六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項、第二十二條の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準用する場合を含む）、附則第六項及び附則第二十三項、第二条の規定による改正後の三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第四項及び第

二十一条、第三条の規定による改正後の三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第二条第五項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十二条において準用する場合を含む。）、第十九条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。）及び第二十二條第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第三十六条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第二十四条の二（新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三條、第二百一十一條、第三百三十三條、第五百十條（新指定居宅サービス等基準条例第五十九條において準用する場合を含む。）、第六十條の三、第六十六條、第七十九條（新指定居宅サービス等基準条例第八十八條において準用する場合を含む。）、第二百二條、第二百十三條、第二百二十六條、第二百二十九條及び第二百三十九條において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第二十四条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第六条の規定による改正後の三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護老人保健施設基準条例第三十四条及び附則第十二項において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項、第七条の規定による改正後の三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第二条第四項及び第二十五条の二、第八条の規定による改正後の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の八（新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十四條、第三百三十二條（新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。）、第一百四十二条の三、第一百四十八條、第六百六十二條（新指定介護予防サービス等基準条例第七十一条において準用する場合を含む。）、第八十六條、第九十七條、第二百十條、第二百十三條及び第二百二十四條において準用する場合を含む。）並びに第九条の規定による改正後の三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第二条第四項、第二十四条の二（新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。）及び第二十八条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第十七条の二（新軽費老人ホーム基準条例附則第十七項及び附則第三十三項において準

用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第十六条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第二十七条、第三十二条及び第三十六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第十九条の二(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条、第一百条、第一百三十一条、第二百一十一条、第二百三十一条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九条において準用する場合を含む。)、第六十条の三、第六十六条、第七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。)、第二百二条、第二百十三条、第二百二十六条、第二百二十九条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第十七条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条及び附則第十三項において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十七条の二(新介護老人保健施設基準条例第三十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二、新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の二の二(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条、第一百四十一条、第一百三十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百四十一条において準用する場合を含む。)、第一百四十二条の三、第一百四十八条、第一百六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。)、第八十六条、第九十七条、第二百十条、第二百十三条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第十七条の二(新介護医療院基準条例第三十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第二十条第三項(新指定居宅サービス等基準条例第二十六条の三、第三十一条、第四十四条、第四十九条、第六十四条、第七十五条、第八十五条及び第二百三十九条において準用する場合を含む。)、第九十八条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第一百三十一条、第二百一十一条、第二百五十条(新指定居宅サービス等基準条例第一百五十九条において準用する場合を含む。)、第六十条の三、第六十六条、第二百二条及び第二百十三条において準用する場合を含む。)、第一百三十一条第二項(新指定居宅サービス等基準条例第七十九条(新指定居宅サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百二十四条第六項(新指定居宅サービス等基準条例第二百二十九条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防サービス等基準条例第四十一条の三第三項(新指定介護予防サービス等基準条例第四十八条、第六十二条、第七十二条、第八十二条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。)、第一百二十二条第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第六十二条(新指定介護予防サービス等基準条例第一百七十一条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第一百三十条の二第二項(新指定介護予防サービス等基準条例第百

四十一条、第四百四十二条の三、第四百四十八条、第八百八十六条及び第九百九十七条において準用する場合を含む。）及び第二百八条第六項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。